「新潟県教育の日に関する条例（案）」に対するパブリックコメントの結果

〇意見募集期間　令和４年10月20日～11月18日（30日間）
〇意見の提出者　 22人（個人・団体）
〇意見の件数　　 46件
　Ⅰ 反映した意見　０件、Ⅱ 一部反映した意見　２件、Ⅲ 既に記載(実施)済みのもの　８件、
　Ⅳ 今後の検討課題とするもの　０件、Ⅴ その他記述を変更しなかったもの　36件

〇意見の内容及び対応

番号	意見反映後の 条例の関係条文等	内容	対応	反映状況
1	条例全般	今回の条例案への取組に賛同の意を表しつつ、意見をお伝えさせていただきます。 文部科学省は文化の日をはさむ11月１日から7日を「教育・文化週間」と定め、その期間中は全国で様々なイベントが開催されています。イベントを通して、大人も子どもも楽しく学び、地域の大人も子どもと触れ合う機会を得ることを意図していると理解しています。それに関連して、「教育の日」を制定している自治体も多くあると聞きます。新潟県でも「教育の日」を制定することは意味あることだと思います。 制定により、教育への関心と理解を高め、次世代を担う子どもたちの教育に関する取り組みを推進し教育の充実と発展を図ること、また教育の重要性を認識し、教育のあり方を考える契機となってほしいと思います。	本条例案にご賛同いただき、ありがとうございます。 提案者といたしましても、今回の条例制定が、教育の重要性やそのあり方を考える契機となることで、次世代を担う子どもたちの教育の充実と発展が図られることを期待しています。	Ⅴ
2	条例全般	新潟県教育の日に関する条例(案)を起草いただきありがとうございます。 条例(案)を読ませていただきました。 本県にはこんな当たり前のこと(条例)が、なぜ今まで無かったのだろうかと不思議に思いました。 今後の県教育の振興にとって、必要不可欠の条例であると思います。 ぜひ、条例が制定されますよう、ご尽力の程よろしくお願いいたします。	本条例案にご賛同いただき、ありがとうございます。 提案者といたしましても、今回の条例制定が、本県における教育の更なる振興に寄与することを期待しております。	Ⅴ
3	条例全般	私は学校関係者ですが、本条例の意図がよく伝わってこない。 一見すると、教育のことをよく考えているようにも見受けられるが、その前によりよい教育を、現段階でどこまで高めることができるかを議論するべきと考える。 教育をよりよくしようと、最大限にとりくみ、これ以上は条例制定が必要だと民意が高まったときこそ、条例制定である。 本条例の目的では、何を狙っているのかが正直見えてこない。 前段にある、「持続可能な社会を実現する」「教育のあり方を考える環境の整備を図り」とは、一体どういうことか。 持続可能な社会に向け、教育の視点では現状で何が課題となっているのか。 学校教育の質、家庭教育の質、地域の質ととらえているのか。 ならば、県が主導となり、これからの教育を考える場の設定をしたり、その場の設定に必要な予算や機器等に県財政を傾けたりするということか。 ならば、本条例を定める前に国会で、国レベルで教育予算に関わる議論をもっと深める必要がある。 自由民主党が、国レベルで学校現場を正しく理解し、熱意をもって問題解決に向かおうとする姿勢を見せてからでないと、本条例には賛同できない。	よりよい教育に向けた議論は、本県議会や教育委員会、学校など様々な場において、これまでも進められてきたものと承知しています。そして、それらの議論や教育振興に係る取組を更に進展・加速させるためにも、県民一人一人が教育の重要性を認識し、教育のあり方を考える契機として、新潟県教育の日を定めることなどを盛り込んだ条例を制定することが適当と考え、今回の提案に至ったものです。 なお、教育予算に関わることについては、国レベルにおいて継続的な議論が必要と認識しております。提案者といたしましては、引き続き、国や関係機関に対し、働きかけてまいります。	Ⅴ
4	条例全般	この度の「新潟県教育の日に関する条例案」について、是非条例制定をお願いしたいと思います。 第1条の目的から第9条まで、目的、県や市町村、そして地域のかかわりなどが明記されており、内容が分かりやすくてよいものと思います。この条例を制定することにより、県民が教育について一斉に考える機会ができ、新潟県における教育推進に大きく貢献できるものと考えます。 また、市町村において、同様のことを実施する場合、県で条例が制定されますと、県と同一歩調で進めていくことになるため、県内の多くの市町村で教育の日の制定にかかわる動きが進んでいくものと考えます。	本条例案にご賛同いただき、ありがとうございます。 提案者としましても、新潟県教育の日を定める本条例の制定を通じて、教育の重要性を認識し、そのあり方を考える環境の整備が進められることで、本県における教育がよりよいものになるよう期待するとともに、議会における議論等を通じて取組の推進を図ってまいります。 また、市町村における教育環境の整備に係る取組のきっかけになることを期待しております。	Ⅴ
5	条例全般	「教育の日」が制定されることで、学校・家庭・地域などにどのような変化があるか見えません。また条例制定後の具体的な姿が見えないため、なぜ、条例制定が必要なのか不明です。 さらに、「教育の日」の制定後、他県では、11月１日からの1週間や1か月間のなかに教育に関わる行事をしている様子が見られることから、新潟県や新潟市において、11月に学校行事を行いましょうなどの縛りが出てくるのではないか？と危惧しています。 これらから、「教育の日」の拙速な条例制定に反対します。誰もが理解と納得できる「教育の日」となるよう、さらなる熟議を重ねてください。	社会が変容している中、それに柔軟に対応し、持続可能な社会を実現するためには、県民がいつでも、どこでも、何度でも学ぶことができるよう、その意向を適切に反映した教育を行う必要があるということが重要であると認識しております。 そこで、県民一人一人が教育の重要性を認識し、教育のあり方を考える契機となり、県民が生涯にわたって学び、その学んだことを社会で生かすことができる教育環境の整備の推進を図るため、新潟県教育の日や新潟県教育月間を設け、学校、家庭及び地域住民その他の関係者が自発的に行う教育に関する取組を促進する施策などを講じる条例を提案するものです。 また、本条例はあらゆる学校行事について、教育の日や教育月間に行うことを定めるものではございませんので、ご理解いただけると幸いです。	Ⅴ

番号	意見反映後の 条例の関係条文等	内容	対応	反映状況
6	条例全般	私が気になるのは、教育現場における実情が反映されていないのではないかということ。 たとえば、今、教育現場で一番困っていることは、多様な人材が絶対的に不足していることである。 特に、新型コロナ対策、中学校における地域部活動対応、国が打ち出した「主体的な学び」や「個別最適な学び」に対応できるスタッフの確保、「ブラック職場」とも揶揄される長時間勤務の常態化の解消、歯止めがかからない教員志望者の減少傾向、少子化による学校統廃合に伴う地域格差による教育格差拡大への危惧など、地域や学校の実情に応じた教育の機会均等の原則が維持できるかということなどでもある。育てた有為な人材が本県の発展を考え、郷土に踏みとどまって、あるいは郷土に戻ってきて優れた力を発揮してほしいからでもある。 だから、これらのことへの対応についての県民の議論が大きな渦になることを期待する。 そして、これらの課題の解決も含め、学校・家庭・地域の連携協力とそのための人材確保をどう進めるかについて、本条例制定後に構築される学びの教育環境作り（教育システム）の果たす役割に期待したい。県の本気度が問われているとも言えるのだから。	ご指摘のとおり、教育現場においては人材の不足等、様々な課題があると認識しております。 条例の制定により、教育のあり方を考える環境が整備されることで、県民の教育に関する議論が喚起され、課題の解決に向けての動きが加速されることを期待しております。 また、条例が施行された後も、教育現場における実情や課題を踏まえ、必要に応じて適切な対応がとられるべきと考えられます。そこで、県は、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするとの規定を附則に挿入することといたします。	Ⅱ
7	条例全般	・全体として、「教育」というだれもが賛成するような言葉にすがって、いいことだけを言っている条例に思える。現在何が課題でどんな問題を解決したいがために、この条例を制定したいのかわからない。稚拙である。この条約がなくても、今の教育課題に真摯に向き合っていけばいいのではないか。	本条例案の前文にありますように、社会環境の変化が激しい中にあって、県民がいつでも、どこでも、何度でも学ぶことができるよう、その意向を適切に反映した教育を行うための環境整備を進めていくことが課題と認識しています。 今後、課題に向き合い、教育の環境整備を更に進展・加速させるためにも、県民一人一人が教育の重要性を認識し、教育のあり方を考える契機として、新潟県教育の日を定めることなどを盛り込んだ条例を制定することが適当と考え、今回の提案に至ったものです。	Ⅴ
8	条例全般	「教育の日」は本当に必要なのでしょうか。前文に「社会の変容に柔軟に対応し、持続可能な社会を実現するためには、県民がいつでも、どこでも、何度でも学ぶことができるよう、その意向を適切に反映した教育を行う必要がある。」と掲げられています。 学校現場では、10月から11月にかけて文化祭や音楽発表会が行われ、各校の特色を生かした教育活動に取り組んでいます。地域では社会スポーツ、博物館の催しもの、公民館行事など各所から市民や子どもたちが選択して参加できるイベントが多数行われています。私たちは、自分が参加したいことを自由に選択して楽しんでいます。その現状をご存知ではないのですか。週休日を決めて、一律に何かを実施することにどんなメリットがあるのでしょうか。実施の規模が大きくなれば、それだけ自由度が減り、運営者の負担が増すのではないでしょうか。 私は「新潟県教育の日」の制定を断固として反対します。	11月3日には文化の日、11月1～7日には教育・文化週間が設けられており、学校や地域の様々な行事、催し物が行われ、多くの県民が自発的に参加されていると認識しています。 このような県民が学びたいときに学べる環境を整備するためにも、本条例案の第4条では「県は、新潟県教育月間において学校、家庭及び地域住民その他の関係者が自発的に行う教育に関する取組を促進する」としており、取組の後押しを図るものです。 なお、本条例案における「教育の日」は週休日や祝日として設けるものではございません。	Ⅴ
9	条例全般	ご意見申し上げます。 「教育の日」が制定されることで、学校・家庭・地域などにどのような変化があるのか見えません。 条例制定後の具体的な姿が見えず、なぜ条例制定が必要なのかが不明です。現場に負担を強いることのないようにお願いします。	社会が変容している中、それに柔軟に対応し、持続可能な社会を実現するためには、県民がいつでも、どこでも、何度でも学ぶことができるよう、その意向を適切に反映した教育を行う必要があるということが重要であると認識しております。 そこで、県民一人一人が教育の重要性を認識し、教育のあり方を考える契機となり、県民が生涯にわたって学び、その学んだことを社会で生かすことができる教育環境の整備の推進を図るため、新潟県教育の日や新潟県教育月間を設け、学校、家庭及び地域住民その他の関係者が自発的に行う教育に関する取組を促進する施策などを講じる条例策定を提案するものです。	Ⅴ
10	条例全般	日頃、御党が県の振興、発展に御尽力されていることに敬意を表する者です。 この度、新潟県教育の日に関する条例を制定する取組みをなさっておられることを知り、その案文を読んで大いに賛成し、是非12月の議会で成立してくださることを強く願うところです。 以下、2点について意見を述べます。 1　第1条の2行目から3行目にかけて、「・・・学校、家庭、及び地域住民・・・」となっていますが、家庭の後ろの、（コンマ）は他の条文内の表記との整合の観点から不要と思います。 2　各所に 「学校、家庭及び地域住民その他の関係者」との文言があります。 「学校（小、中、高、大及び各種の専門の学校）」は教育を担う主要機関であることは論を待ちませんが、核家族が主になっている現在の家庭状況から見て、未就学児の教育・保育にあたる幼稚園や保育園の重要性はいよいよ高いものと思います。幼稚園、保育園にかかわる文言を入れることはできないものでしょうか。	1点目にご指摘のとおり、第1条中の「・・・学校、家庭、及び地域住民・・・」の家庭の後ろの「、」は不要と考えられるため、修正することといたします。 2点目については、未就学児の教育・保育にあたる幼稚園、保育園も重要な役割を持っているものと認識しております。そこで、県は、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするとの規定を附則に挿入することといたします。	Ⅱ
11	条例全般	この条例により、休日などに新たな行事が追加され、教職員が企画立案・当日の役員などに動員されたり、それに関連して学校現場に新たな負担が生じるのではないかという危惧があります。 現状も現場は多忙で、教職員は疲弊しています。県の教職員の確保もままならない昨今です。教育現場のこれ以上の負担の増加や週休日の削減といったことにつながらないよう、くれぐれも慎重なご検討をよろしくお願い致します。	学校における教職員等の働き方については、重要な課題と認識しております。 本条例が施行された際には、教職員等に過度に負担を強いる運用とならないよう注視し、提案者としての責務を全うしてまいります。	Ⅴ
12	前文	「少子高齢化、人口減少等本県を取り巻く社会は急激に変化している」→確かにそうだと思うが、それに対応するための教育の日にかかわる条例を策定するのであれば、「結婚することや子どもをもつことが大切」という教育をしろということなのかと危惧する。	社会の変容に柔軟に対応し、持続可能な社会を実現するためには、本条例案の前文にありますように「県民がいつでも、どこでも、何度でも学ぶことができるよう、その意向を適切に反映した教育を行う必要がある」と認識しております。 そこで、本条例を制定することにより、教育のあり方について考える環境の整備と、県民が生涯にわたって学び、その学んだことを社会で生かすことができる教育環境の整備推進を図るものです。教育の具体的内容を規定するものではなく、危惧されるような「結婚することや子どもをもつことが大切」といった教育を行わせる趣旨ではございませんので、ご理解いただけると幸いです。	Ⅴ

番号	意見反映後の 条例の関係条文等	内容	対応	反映状況
13	前文	「教育のあり方を考える環境の整備」 →具体的にどのようなことなのかわからない。	教育のあり方を考える環境を整備するための具体的な取組として、本条例案では「新潟県教育の日」（第2条）及び「新潟県教育月間」（第3条）を定めることとし、その期間において、県は「学校、家庭及び地域住民その他の関係者が自発的に行う教育に関する取組を促進するほか、この条例の目的を達成するための施策を総合的に実施する」（第4条）ことなどを盛り込んでおります。	Ⅲ
14	前文	冒頭に「少子高齢化、人口減少等本県を取り巻く社会環境は急激に変化」と記載があり、こうした社会の変容に対応するために条例制定すると読み取れます。しかし、教育の重要性は普遍的なものであり、県としてすべきことは、県民が学ぼうと思ったときに学べる環境を整えることではないかと考えます。そこで、条例（案）（前文）の冒頭2段落分を、以下のように修正することを提案いたします。 ↓ 様々な社会の変容に柔軟に対応し、多様で持続可能な社会を実現するためには、県民一人一人がいつでも、どこでも、何度でも学ぶことができるよう、県はその意向を適切に反映した教育が受けられる環境を保障する必要がある。	社会環境の急激な変化に直面している中、それに対応できるような教育環境整備が重要となっています。そこで、本条例案の前文では「社会の変容に柔軟に対応し、持続可能な社会を実現するため」としたところです。 また、前文では、「県民がいつでも、どこでも、何度でも学ぶことができるよう、その意向を適切に反映した教育を行う必要がある」と規定するとともに、「生涯にわたって学び、その学んだことを生かすことができる社会の実現を推進する」としております。ご意見にありますように、県民が学ぼうと思ったときに学べる環境の整備が図られることを期待しています。	Ⅴ
15	前文	まず、本県の教育の現状と課題のとらえが弱いのではないか。本県の教育課題としては、次のこともある。 本県の「教育振興基本計画」にある「グローバル化」と「地域コミュニティ機能の低下」などである。その文言も入れるなど、本県の「教育振興基本計画」との整合性を図るとよい。 たとえば、1～3行目は、「少子高齢化、人口減少等本県を取り巻く社会環境は急激に変化している。また、グローバル化や情報通信技術の進展により、産業構造・社会構造だけでなく、働き方、地域における生活様式等も大きく変化することが予想される。」などと。 次に、4～6行目は以下のように表現する。 「このような社会の変容に柔軟に対応し、持続可能な社会の実現と本県の発展を図るために、県民がいつでも、どこでも、何度でも学ぶことができるよう、その意向を適切に反映できる本県独自の教育システムの構築が必要である。 さらに、本条例の最終目標を本県の持続可能な社会の実現（と本県の発展）とするのであれば、7～10行目は以下の表現にする。 「ここに、私たちは、県民一人ひとりが主体的に考え、共に連携・協力して行動できる教育環境を整備することにより、生涯にわたって学び、その学んだことを生かして持続可能な社会の実現を図るため、本条例を制定する。」	ご意見にありますグローバル化や地域コミュニティ機能の低下についても社会の変化の要因に含まれるものであると認識しており、1行目は「・・・等本県を取り巻く社会環境は急激に変化」とまとめさせていただいたところです。 また、4～6行目について、ご提案いただいた「本県独自の教育システムの構築」への修正についてですが、システム構築のような具体的・限定的な施策を想定させる表現は避け、より広範・多様な施策を包含した表現として「その意向を適切に反映した教育を行う必要がある」といたしました。 さらに、7～10行目のご意見の趣旨は本条例案の第1条において「県民一人一人が教育の重要性を認識し、教育のあり方を考える契機」、「もって持続可能な社会の実現に資することを目的とする」といった表現に反映させております。 ご理解いただけると幸いです。	Ⅴ
16	前文	・前文の趣旨がわからない。 「教育のあり方を考える環境の整備を図り、並びに多様な主体が相互に連携し・・・その学んだことを生かすことができる社会の実現」とあるが、今現在の条例がない状態だとなにが課題となっているのか不明瞭。 →この条例がないと前文にあるような社会の実現は不可能なのか。なくても実現するために今まで動いていたのではないか。今の政治のやり方は悪かったということか。	本条例案の前文にありますように、社会環境の変化が激しい中にあって、県民がいつでも、どこでも、何度でも学ぶことができるよう、その意向を適切に反映した教育を行うための環境整備を進めていくことが課題と認識しています。 今後、課題に向き合い、教育振興の取組を更に進展・加速させるためにも、県民一人一人が教育の重要性を認識し、教育のあり方を考える契機として、新潟県教育の日を定めることなどを盛り込んだ条例を制定することが適当と考え、今回の提案に至ったものです。	Ⅴ
17	前文	「県としての教育に関する方向性」をより具体的に示そうという取組に頭が下がります。 「県民の意向」を適切に反映した教育環境の整備は、非常に重要であると思います。しかし、教育の現場の新たな負担とならないよう、配慮する必要があります。 また「県民」とひとくくりに言っても、人によって様々な立場、状況があります。特に全てに関係する「前文」についてはご検討いただきたいと思います。 「前文」に「教育のあり方を考える環境の整備を図り」とありますが、この「教育のあり方」を考えるのは「多様な主体」であるべきです。障害者権利条約は「私たちのことを私たち抜きで決めないで」を合言葉に、世界中の当事者が参加して作られています。 そこで、「私たちは、多様な主体が相互に連携し、及び協力し、教育のあり方を考えるとともに」という表現にしてはいかがでしょう。 その上で、「県民一人ひとりの意向を適切に反映した教育環境を整備すること」「生涯にわたって学べる社会の実現を推進すること」を県として目指すことを述べます。当然、この方向で内容も見直す必要がありますが、こちらの方が「県民をいかに大切にしているか」が伝わり、結果として県民の協力を得やすくなると考えます。	本条例案の趣旨に賛同いただきありがとうございます。 ご意見にありますように、「県民の意向」を適切に反映した教育環境の整備が非常に重要であるとともに、教育の現場に過度に負担をかけないような運用が必要であると考えております。 また、教育関係者のみならず、広く県民に教育のあり方について考えていただきたいとの趣旨から、今回の条例を提案するものです。県条例でありますので、多様な主体を「県民」として表現し、本条例案の第1条において、「県民一人一人が教育の重要性を認識し、教育のあり方を考える契機として、新潟県教育の日を定める」とともに、「県民が生涯にわたって学び、その学んだことを社会で生かすことができる教育環境の整備の推進」を図ることとしております。	Ⅴ
18	前文	2行目後半部分　下記のように追加変更 働き方、生活様式等も大きく変化しており、今後一層の変化が予想される。 6行目　下記のように変更 した教育環境を整える必要がある。 7行目　ここに～の段落　下記のように大幅に変更 ここに、県民が生涯にわたって学ぶことができる社会の実現を推進するため、この条例を制定する。	本条例案の前文においては、本県教育を取り巻く現状・課題、教育の重要性、教育のあり方を考える環境整備や県民の意向を適切に反映した教育環境整備などの取り組むべき施策、そして、生涯にわたって学び、その学んだことを生かすことができる社会の実現を推進するという本条例の目指すべきことをまとめたものとしております。 ご指摘の内容については、概ね盛り込まれているものと考えておりますので、ご理解いただけると幸いです。	Ⅴ

番号	意見反映後の 条例の関係条文等	内容	対応	反映状況
19	前文	ご意見申し上げます。 前文の冒頭に「少子高齢化、人口減少等本県を取り巻く社会環境は急激に変化している」と記載があり、こうした社会の変容に対応するために条例を制定すると読み取れます。そうだとしたら「少子高齢化を解決するために教育をおこなう」ということでしょうか？「女性に子どもを産ませる」「早く結婚させる」「家庭をもつこと、子どもをもつことが大事」という教育を進めていくことにつながる危惧があります。 また、同じく前文に「教育のあり方を考える環境の整備」とありますが、具体的にはどのようなことでしょうか。	社会の変容に柔軟に対応し、持続可能な社会を実現するためには、本条例案の前文にありますように「県民がいつでも、どこでも、何度でも学ぶことができるよう、その意向を適切に反映した教育を行う必要がある」と認識しております。 そこで、本条例を策定することにより、教育のあり方について考える環境の整備と、県民が生涯にわたって学び、その学んだことを社会で生かすことができる教育環境の整備推進を図るものです。 教育の具体的内容を規定するものではなく、危惧されるような「女性に子どもを産ませる」、「早く結婚させる」、「家庭をもつこと、子どもをもつことが大事」という教育を進めていくという趣旨ではございませんので、ご理解いただけると幸いです。 また、教育のあり方を考える環境を整備するための具体的な取組として、本条例案では「新潟県教育の日」（第2条）及び「新潟県教育月間」（第3条）を定めることとし、その期間において、県は「学校、家庭及び地域住民その他の関係者が自発的に行う教育に関する取組を促進するほか、この条例の目的を達成するための施策を総合的に実施する」（第4条）ことなどを盛り込んでおります。	Ⅴ
20	前文	前文冒頭に、「少子高齢化、人口減少等本件を取り巻く社会環境は急激に変化」とある。少子高齢化打破、人口減少の食い止めなどを目的とした条例とも読み取れる。 これは、「女性に子供を産ませる、結婚させる、家庭を持つことは大切、子どもを持つことが大切」という教育を進めていくことへつながらないか懸念される。 人生の生き方、子どもを産む、生まないの選択は個人の権利であり、教育により方向づけられることではない。	社会の変容に柔軟に対応し、持続可能な社会を実現するためには、本条例案の前文にありますように「県民がいつでも、どこでも、何度でも学ぶことができるよう、その意向を適切に反映した教育を行う必要がある」と認識しております。 そこで、本条例を策定することにより、教育のあり方について考える環境の整備と、県民が生涯にわたって学び、その学んだことを社会で生かすことができる教育環境の整備推進を図るものです。 教育の具体的内容を規定するものではなく、懸念されるような「女性に子供を産ませる、結婚させる、家庭を持つことは大切、子どもを持つことが大切」という教育を進めていくという趣旨ではございませんので、ご理解いただけると幸いです。	Ⅴ
21	前文	前文に「教育のあり方を考える環境の整備」とありますが、どのようなことなのかが具体的に想像できません。	教育のあり方を考える環境を整備するための具体的な取組として、本条例案では「新潟県教育の日」（第2条）及び「新潟県教育月間」（第3条）を定めることとし、その期間において、県は「学校、家庭及び地域住民その他の関係者が自発的に行う教育に関する取組を促進するほか、この条例の目的を達成するための施策を総合的に実施する」（第4条）ことなどを盛り込んでおります。	Ⅲ
22	前文 第１条	○　前文及び第1条の目的は、格調高く制定の趣旨・目的が分かりやすく明快に示されており、「教育環境の整備」「生涯にわたって学び」が強調され、「持続可能な社会の実現」を謳っている条例案は、他県の条例には見られなく、高く評価します。	本条例案の規定について高い評価をいただき、ありがとうございます。 提案者といたしましても、本条例制定により、県民の意向を適切に反映した教育環境整備が進展し、生涯にわたって学び、その学んだことを生かすことができる持続可能な社会づくりに寄与することを期待しております。	Ⅴ
23	第１条	「県の責務並びに学校、家庭、及び地域住民その他の関係者の役割を定める」とあるが、どのような役割を定めるのか分からない。 加えて、学校、家庭、地域などに役割を定めてしまうことが本当に適切なのかどうか疑問である。定めてしまうことで身動きがとりづらくなったり、役割があるからと他に関して関心をもたなくなってしまったりすることにもつながりかねないのではないかと感じる。	県の責務並びに学校、家庭及び地域住民その他の関係者の役割については、本条例案の第4条及び第6条で定めております。 関係者の役割を明確にすることで、県民が生涯にわたって学び、その学んだことを社会で生かすことができる教育環境の整備に向けた取組を進めていくための一助になればと考えております。役割により身動きをとりづらくするといったような趣旨ではないということを、ご理解いただければ幸いです。	Ⅲ
24	第１条	貴重な取組に敬意を表します。1点意見を述べさせていただきます。 第1条（目的）には・・・県民が生涯にわたって 学び、その学んだことを社会で生かすことができる教育環境の整備の推進を図り・・・とありますが、人は学んだことを社会で生かすために学んでいると決めつけることはできないのではないでしょうか。 「学ぶこと自体が楽しい」と感じ、社会で生かすつもりはなく、楽しみながら自己実現を図っている人も非常に多いはずです。たとえば、後期高齢者が一人で学び続けていることは、その典型でしょう。 したがって、「その学んだことを社会で生かすことができる教育環境の整備」ではなく、学ぶことにより自己実現を図ることができる教育環境の整備」に、修正していただくのもよいかと思います。 扱いは一任いたしますが、よろしくお願いいたします。	ご意見にありますように、生涯にわたって楽しみながら学び、自己実現を図っていくことは、豊かな人生を送るために望ましい姿であると認識しています。 教育基本法第3条では「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と規定されております。 本条例案においても、前文において「いつでも、どこでも、何度でも学ぶことができる教育環境の整備の推進を図」るとしており、教育基本法などの関連法規と相まって、教育環境の整備を進めていくことが重要と認識しております。	Ⅴ
25	第１条	・第1条「県の責務並びに学校、家庭及び地域住民その他の関係者の役割を定める」の役割を定めるとは何のことか。 →現在でも各家庭や学校において役割を果たしている。そのうえで「子どものしつけは家庭でこうするべきだ」「学校の役割だから〇〇しろ」という自由度のないことを求めているようで違和感を感じる。	本条例案の第4条で県の責務を、また第6条で学校、家庭及び地域住民その他の関係者の役割を定めております。 本条例案で教育の具体的内容について「こうするべきだ」、「〇〇しろ」とするものではなく、第6条にあるように「実情に即した教育を行うよう努めるものとする」としております。	Ⅲ
26	第１条	2行目後半部分から　下記のように変更 県の責務並びに学校の役割を定めることにより、県民が生涯にわたって学ぶことができる教育環境の整備の推進を図り、持続可能な社会の実現に資することを目的とする。	学校のみならず、家庭や地域住民その他の関係者もまた教育を行う主体であると考えられることから、本条例案の第1条で、「県の責務並びに学校、家庭及び地域住民その他の関係者の役割を定める」としております。	Ⅴ

番号	意見反映後の 条例の関係条文等	内容	対応	反映状況
27	第１条 第５条 第６条	条文に「～～役割を定める」とありますが、どのような「役割」が示されるかによって、「学校や家庭では子どもたちにこう教育するべき」といった画一的な「役割」が課されるではなないかと危惧しています。学校は様々な教職員が協同で教育活動を展開しているように、教育は「役割」を明らかにするのではなく、様々な立場の皆さんが「連携」して進めるべきではないでしょうか。すでに独自に制定している上越市や見附市の要綱や規則も、「連携」となっています。このことから、以下のように修正することを提案いたします。 ↓ この条例は、県民一人一人が教育の重要性を認識し、教育のあり方を考える契機として、新潟県教育の日を定めるとともに、県の責務を定め、学校、家庭、及び地域住民その他の関係者との連携により、県民が生涯にわたって学べる教育環境の整備の推進を図り、もって持続可能な社会の実現に資することを目的とする。 上記の理由により、市町村や学校、家庭などに「役割」を定める必要はないと考えます。そのため、第5条・第6条についても、以下のように修正することを提案いたします。 ↓ (市町村への支援及び協力) 第5条　県は、教育環境の整備において、この条例の目的を達成するために市町村が地域の実情に応じて実施する施策について、必要な支援及び協力を行うものとする。 (学校、家庭及び地域住民その他の関係者への支援及び協力) 第6条　県は、学校、家庭及び地域住民その他の関係者が、児童生徒に対してきめ細かな教育を行う環境を整備するために、必要な支援及び協力を行うものとする。	本条例案の第6条では、学校、家庭及び地域住民その他の関係者の役割として「教育の重要性に鑑み、その実情に即した教育を行うよう努めるものとする」としています。各々の取り組む教育の内容については画一的に定めることはせず、まさに実情に応じて教育がされるよう、このような規定としているところです。 また、様々な立場の人が連携して、教育を進めることは大変重要と認識しております。そこで関係者の連携については、本条例案第8条において、「県、市町村、学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、この条例の目的を達成するための施策を総合的かつ効果的に推進するため、意見を交換し、並びに相互に連携し、及び協力するものとする」と規定しております。	V
28	第１条 第６条	「県の責務並びに学校、家庭、及び地域住民その他の関係者の役割を定める」 →学校に画一的な教育を押しつけるのか？家庭はこうあるべきと押しつけるのか？ 教育は連携して行なうべきもの。役割を定めるのではなく、「連携」や「協力」、「支援」などの表現にできないか。 置かれている状況が各々違う中、役割をおしつけることはあってはならない。	本条例案の第6条では、学校、家庭及び地域住民その他の関係者の役割として「教育の重要性に鑑み、その実情に即した教育を行うよう努めるものとする」としています。 教育を担う学校、家庭、地域住民その他の関係者においては、それぞれの環境・体制が異なることから、各々の取り組む教育の内容については画一的に定めることはせず、まさに実情に応じて教育がされるよう、このような規定としているところです。ご理解いただければ幸いです。	V
29	第２条	第2条、第3条に11月１日を「新潟県教育の日」と制定するとあるが、条例制定後の学校・家庭・地域などにどのような変化があるのかという具体的な姿が見えない。	本条例案は、県民一人一人が教育の重要性を認識し、教育のあり方を考える契機となり、県民が生涯にわたって学び、その学んだことを社会で生かすことができる教育環境の整備の推進を図るため、新潟県教育の日や新潟県教育月間を設け、県としては、学校、家庭及び地域住民その他の関係者が自発的に行う教育に関する取組を促進する施策などを講じることとしております。	V
30	第２条 第３条	11月１日、また1日～11月30日までを、それぞれ教育の日、教育月間とするとある。10月は小中学校で文化祭が実施されているところが多い。それらが11月へ計画変更されることが余儀なくされるのではないか。そのことで、学校現場に今以上の負担増となることが心配である。	本条例案の第4条において、「県は、新潟県教育月間において学校、家庭及び地域住民その他の関係者が自発的に行う教育に関する取組を促進する」としており、学校などが行う取組の後押しとなるような施策を講ずることを想定しています。学校などに対し、11月に他の時期の行事を振り替えることを義務付けるものではございませんので、ご理解いただけると幸いです。 本条例が施行された際には、学校現場に過度に負担を強いる運用とならないよう注視し、提案者としての責務を全うしてまいります。	V
31	第２条 第３条	第2条、第3条に11月１日を「新潟県教育の日」、11月１日～同月30日までを「新潟県教育月間」とするとありますが、現在10月中に文化祭などを計画している学校が11月への計画変更を余儀なくされるのではないかという心配があります。	本条例案の第4条において、「県は、新潟県教育月間において学校、家庭及び地域住民その他の関係者が自発的に行う教育に関する取組を促進する」としており、学校などが行う取組の後押しとなるような施策を講ずることを想定しています。学校などに対し、11月に他の時期の行事を振り替えることを義務付けるものではございませんので、ご理解いただけると幸いです。	V
32	第３条	教育月間と位置付けるということは、11月に何かしらの取組を学校、家庭、地域でおこなうということなのか。そもそも条例目的の具体がよくわからずイメージができない中で、どのような施策を重点的に実施していくのか。条例だけでは読み取れず、学校、家庭、地域の負担が増えるだけなのではないかという感じを受ける。	本条例案の第3条では「この条例の目的を達成するための施策を重点的に実施する期間」として教育月間を定め、第4条では「県は、新潟県教育月間において学校、家庭及び地域住民その他の関係者が自発的に行う教育に関する取組を促進するほか、この条例の目的を達成するための施策を総合的に実施する」としており、教育関係者の自発的に行う取組を後押しするような施策を講ずることを想定しております。 また、本条例が施行された際には、関係者に負担を強いる運用とならないよう注視し、提案者としての責務を全うしてまいります。	V
33	第３条	○　第3条の新潟県教育月間について 30日の期間を設定した意図は、「教育の日」が教育の在り方を考える契機として(第1条)であるのに対し、「教育月間」は、官民一体、住民総参加の教育運動に高めることを狙い、連携協力(第8条)して関連団体が活動参加しやすい活動環境を整えた条文と理解します。 そうすると、「施策を重点的に実施する期間として」との表現、とりわけ「施策」という言葉は教育行政の視点が強すぎるように受け止めます。 (新潟県教育月間) 第3条　新潟県教育の日の趣旨にふさわしい活動を重点的に実施する期間として、新潟県教育月間を定める。 類似の表記は、岡山県や宮城県、福島県、埼玉県、新潟県上越市の条例や教育委員会規則の条文に見られます。 「ふさわしい」は曖昧さが残りますが、第5条から8条の主体的な取り組みを促す表記になるのでないでしょうか。 ここまで進捗したことに感謝するとともに、県議会で条例制定されることを期待しております。	本条例案の制定に向けて、ご期待いただき、ありがとうございます。 県として取り組むべきことを明確に規定したいとの意図から、「施策を重点的に実施する期間」と表現しております。ご意見にありますような関係者の主体的な取組促進についてはもちろん重要であることから、本条例案の第4条では、県の責務として、「新潟県教育月間において学校、家庭及び地域住民その他の関係者が自発的に行う教育に関する取組を促進する」こと等を規定しております。ご理解いただけると幸いです。	V
34	第３条 第４条	11月1日から30日までを「新潟県教育月間」とするとあるが、この期間に、学校に新たな取り組みをもとめるものなのか。 学校に更なる多忙感をうまないようにしてもらいたい。 合唱祭などをこのとりくみとしてよいのであれば、期間は柔軟に対応してもらえればと思う。 例)10月15日から11月14日までといったように。	本条例案の第4条において、「県は、新潟県教育月間において学校、家庭及び地域住民その他の関係者が自発的に行う教育に関する取組を促進する」としており、学校などが行う取組の後押しとなるような施策を講ずることを想定しています。 本条例案が目指す教育環境の整備が重要であるのとともに、学校における教職員等の働き方に関しても重要な課題と認識しており、本条例が施行された際には、教職員等に過度に負担を強いる運用とならないよう注視し、提案者としての責務を全うしてまいります。	V

番号	意見反映後の 条例の関係条文等	内容	対応	反映状況
35	第４条	第4条 ＜原案＞ 　県は、新潟県教育月間において学校、家庭、及び地域住民その他の関係者が自発的に行う教育に関する取組を促進するほか、この条例の目的を達成するための施策を総合的に実施するものとする。 ＜修正案＞ 　県は、この条例の目的を達成するための施策を総合的に実施するとともに、新潟県教育月間において様々な実施主体が行う取組に対し、必要な支援、協力を行うものとする。 ＊　県の役割として、まずは、県が施策を実施すること、次には、あらゆる実施主体の取組に対し必要な支援、協力を行う、とされたらいかがでしょうか？	本条例案の第4条において「県は、新潟県教育月間において学校、家庭及び地域住民その他の関係者が自発的に行う教育に関する取組を促進する」と規定しており、取組促進に向けた支援等も必要に応じて実施されるものと考えております。	Ⅲ
36	第４条	全文を下記のように変更 　県は、新潟県教育週間において、県民が教育に関する取組を自発的に行えるよう施策を実施し、この条例の目的を達成するものとする。	県の責務としては、関係者が自発的に行う教育に関する取組を促進する施策を行うほか、自ら条例の目的を達する施策を講じていくことも必要であると考えており、原案のとおり定めたところです。	Ⅴ
37	第４条	県の責務として、「この条例の目的を達成するための施策を総合的に実施する」とあるが、条例は「少子高齢化を打破して持続可能な社会を実現する」ことなのか。県民が「学ぶことは楽しい」「自由に学べる、学んだことをどう生かすかも個人の自由である」と補償することこそ、真の県の責務ではないか。	本条例案の前文にありますように、「社会の変容に柔軟に対応し、持続可能な社会を実現するためには、県民がいつでも、どこでも、何度でも学ぶことができるよう、その意向を適切に反映した教育を行う必要がある」と認識しております。 そこで第1条では「県民が生涯にわたって学び、その学んだことを社会で生かすことができる教育環境の整備の推進を図り、もって持続可能な社会の実現に資することを目的とする」としております。	Ⅲ
38	第６条	今、学校現場は、コロナ禍、いじめ・不登校対策、GIGA対応をはじめ日常の諸課題はもとより、「人手不足」「なり手不足」「働き方改革」等は深刻な課題だと聞いております。また、子どもを取り巻く地域社会も、その教育力が十分に発揮されているとはいいがたい様相です。 令和の時代に、日本中が「教育」に関心を寄せ、学校教職員と一緒になって問題解決や、教育活動を支えていけるような体制づくりが必要ですし、そのためのイベントも必要です。 そこで、第6条に記してあるとおり、学校、家庭、地域社会等が手を取り合い、学校を支える環境づくりに取り組むことには、大きな意味を感じます。 そこで、「その実情に即した」とある「実情」の具体がさらに示してあるとよいのではないかという意見です。 代案をうまく提示できませんが、あくまでも私見としてお伝えします。 「教育の重要性に鑑み、社会の教育課題の解決や県内各市町村の教育課題解決のために、「ふるさと愛」を基盤に据えた教育活動を推進するよう努めるものとする。」	ご意見のとおり、学校現場や地域社会においては様々な課題があり、また、関係者が教育に関心を寄せ、教育を担うものそれぞれが力を発揮できる環境整備の重要性が高まっていると認識しております。 教育を担う学校、家庭、地域住民その他の関係者においては、それぞれの多様な課題があることから、本条例案の第6条では、各々の取り組む教育の内容については一律に定めることはせず、まさに実情に応じて教育がされるよう、このような規定としているところです。ご理解いただければ幸いです。	Ⅴ
39	第６条	第6条 ＜原案＞ （学校、家庭及び地域住民その他の関係者の役割） 　学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育の重要性に鑑み、その実情に即した教育を行うよう努めるものとする。 ＜修正案＞ （学校、家庭及び地域住民その他の関係者の役割と県及び市町村の支援） 　学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育の重要性に鑑み、その実情に即した教育を行うよう努めるものとし、県及び市町村はこれを支援するものとする。 ＊　実施主体の取組と、それに対する県や市町村の役割を意識した表現にされたらいかがでしょうか？	県の責務としては、本条例案の第4条「新潟県教育月間において学校、家庭及び地域住民その他の関係者が自発的に行う教育に関する取組を促進するほか、この条例の目的を達成するための施策を総合的に実施する」としております。 なお、市町村の役割についてのご意見でありますが、教育環境の整備において、市町村が果たす役割は重要であると認識しております。一方、県と市町村は対等の関係であることから、市町村の考えを尊重する立場であることを踏まえ、責務等は設けず、県から必要な支援及び協力を行うことについて第5条に規定しております。	Ⅲ
40	第６条	・第6条「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は・・・その実態に即した教育を行うよう努めるものとする」 →今現在、学校や地域、そして家庭が子どもたちの教育に対して努めていると感じる。もしかしたら、一部そうでない家庭もあるかもしれないが、一部のことで条例ができてしまうことがおかしい。教育に対して自由がなく、強制だと言っているようなもので納得できない。	学校、家庭、地域住民その他の関係者にあっては、これまでも様々な形で教育に取り組んできたものと認識しており、この条例の制定を契機として、各々に教育の重要性を改めて認識してほしいと考えております。 なお、本条例案の第6条においては、「その実態に即した教育を行うよう努める」と規定しており、強制するものではないことを、ご理解いただけると幸いです。	Ⅴ
41	第６条	全文を下記のように変更 　学校は教育の重要性に鑑み、家庭及び地域住民その他の関係者の実情に即した教育を行うよう努めるものとする。	学校のみならず、家庭や地域住民その他の関係者もまた教育を行う主体であると考えられることから、本条例案の第6条では「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、・・・教育を行うよう努めるものとする」としております。	Ⅴ
42	第６条	「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は教育の重要性に鑑み、その実情に即した教育を行うよう努めるものとする」とあるが、実情に即した教育とは何か。 学校や家庭に対し「こう教育すべき」というべきものが示され、場合によっては教育の責任を家庭に押し付けかねない懸念がある。	学校、家庭、地域住民その他の関係者の行う教育は、それぞれ異なる環境・体制で行われるものであり、行われる教育の内容もまた異なります。画一的に同じような教育内容を掲げることは適切ではないと考えており、本条例案の第6条では、それぞれの主体の「実情に即した教育を行うよう努める」としています。 ご指摘の「こう教育すべき」というものを押し付ける趣旨ではございませんので、ご理解いただければ幸いです。	Ⅴ
43	第７条	「県及び市町村が実施する施策に協力するように努めるものとする」とあるが、協力しなければどうなるのか。 条例違反となってしまうのか。協力したくてもできない場合はどうするのか。条例として定まってしまえば条例に従わなければと考える方も多くいるはずである。 この点についてどのように捉えればよいのか見えてこない。	本条例案は、県民が生涯にわたって学び、その学んだことを社会で生かすことができる教育環境の整備の推進を図るため、県民についても担う役割を明記しています。 県及び市町村が実施する施策への県民の協力は、「努めるものとする」と規定しており、違反した場合の罰則等を設けるものではありませんので、ご理解いただければ幸いです。	Ⅴ

番号	意見反映後の 条例の関係条文等	内容	対応	反映状況
44	第７条	第7条 ＜原案＞ 　県民は、教育に対する関心と理解を深め、この条例の目的を達成するために県及び市町村が実施する施策に協力するよう努めるものとする。 ＜修正案＞ 　県民は、教育に対する関心と理解を深め、この条例の目的を達成するために県及び市町村が実施する施策に協力するよう努めるものとし、県及び市町村はそのための啓発に努めるものとする。 ＊　県民の意識を高めるための啓発も重要かなと考え、こうした表現はどうかな？と考えました。	県民の意識醸成のため、県において広報・啓発活動に取り組むことは重要であると認識しております。 　本条例案の第4条において「県は、新潟県教育月間において学校、家庭及び地域住民その他の関係者が自発的に行う教育に関する取組を促進するほか、この条例の目的を達成するための施策を総合的に実施するものとする」と規定しており、ここでいう「取組の促進」及び「施策」において、関連する広報・啓発も含まれるものと考えております。	Ⅲ
45	第７条	・第7条「県民は・・・施策に協力するよう努めるものとする」 →教育の日には全県民が協力しなければならないのか。協力すると条例違反になるのか。	本条例案の第7条の県民の県及び市町村が実施する施策への協力は、「努めるものとする」と規定しており、違反した場合の罰則等を設けるものではありませんので、ご理解いただければ幸いです。	Ⅴ
46	第９条	・第9条「「必要な財政上の措置を講ずる」 →現在ある教育の中で、教員不足や設備の整っていない学校がある。この条例に税金をかけるのであれば、既存の教育機関において必要としているところに財政を使ってほしい。	教員不足や学校設備の整備については重要な課題であると認識しています。 　本条例が制定されることで、教育とその課題解決の重要性に関する県民や関係者の議論が喚起され、教育予算全体の充実につながることを期待しております。提案者といたしましても、関係機関に働きかけてまいります。	Ⅴ

条例案の公表方法等
（１）自由民主党新潟県支部連合会ホームページへの掲載　　（２）自由民主党新潟県支部連合会における資料の閲覧及び配布
（３）条例案に対する意見募集の周知（10月30日新潟日報朝刊掲載）